

## 和解について

### 1 本件の概要

介護保険法に基づく地域支援事業として行われる介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に係る委託契約において、消費税の誤払いが判明したことに関し、和解条項のとおり和解しようとするもの

### 2 和解の相手方

宮城県岩沼市桜二丁目8番22号202  
株式会社フクシ・エンタープライズ  
東北支店 支店長 伊藤 光幸

### 3 和解条項の要旨

- (1) 和解の相手方は、市に対し、返還金として48万7,900円を支払う。
- (2) 前号に係る振込手数料は、市の負担とする。
- (3) 市及び和解の相手方は、本和解条項に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。